

代表選手および強化指定選手行動規範

【趣旨】

代表選手および強化指定選手が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、障害者スノースポーツの向上と発展に貢献するために（日本障害者スキー連盟（以下、本連盟）定款に記載）、日本の競技者の代表としての誇りと自覚と責任を持って行動し、ひいては障害者スノースポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に、代表選手および強化指定選手行動規範（以下、本規範）を制定する。

【規範の遵守と内容】

代表選手および強化指定選手は以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名し、これを遵守しなければならない。

1. 代表チームの活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には参加すること。ただし、ヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
2. 代表チームの活動・行事において、ヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
3. 本連盟及び日本パラリンピック委員会の指示があった場合は指定のユニフォームを着用する。また、本連盟から支給された衣服や物品は、オークションに出品したり、第三者に譲渡、付与してはならない。
4. 違法行為または代表選手および強化指定選手としての名誉と信用を損なうような発言や行為（八百長・違法賭博、違法薬物の使用、汚職・腐敗行為を含む）をしてはならない。
5. 反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。
6. 社会に不快感を与えるような身体装飾は禁止とし、ヘッドコーチにより指摘を受けた場合は速やかに訂正しなければならない。
7. 選手は、20歳以上であっても喫煙は禁止する。飲酒については、代表選手および強化指定選手として節度ある行動をとる。
8. その他、ヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守する。

【報告義務】

代表選手および強化指定選手は、本規範に違反したとき又は他の競技者等が本規範に違反していることを知ったときは、直ちに、本連盟の法務倫理委員会に報告する。

【違反選手に対する処分】

本連盟は、違反行為を発見した場合、本人に弁明の機会を与えたうえで、法務倫理委員会および理事会においての決議を経て違反者を公正かつ適正に処分する。

【附則】

本規範は、2017年4月16日より実施、施行する。

誓約書

私は、代表選手および強化指定選手として、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、障害者スノースポーツの向上と発展に貢献するために（日本障害者スキー連盟定款に記載）、代表選手および強化指定選手としての誇りと自覚と責任を持って行動します。また、障害者スノースポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に、代表選手および強化指定選手行動規範（以下、本規範）を熟読し、本規範に沿って正しく行動することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

印